



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・文部科学・厚生労働・経済産業)

〔省 令〕

○更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令(法務一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二五)

○救急救命士法施行規則の一部を改正する省令(同二六)

○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(同二七)

○医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令(同二八)

〔告 示〕

○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業一七)

○産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用状況に関する調査に関する省令(同一八)

○総合特別区域計画の変更を認定した件(内閣府三六)

○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件(同三七・四〇)

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)の一部を改正する告示(個人情報保護委二三)

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)の一部を改正する告示(同四)

○個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)の一部を改正する告示(同五)

○競馬を行うことができる市を指定する件(総務九四)

○自転車競走を行うことができる市を指定する件(同九五)

○モーターボート競走を行うことができる市町を指定する件(同九六)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(厚生労働六九)

○基金中途脱退者に係る公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十三条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法の一部を改正する件(同七〇)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件(同七一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同七二)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同七三)

○結核医療の基準の一部を改正する件(同七四)

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件(同七五)

○救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する市町村の消防機関(同七六)

○救急救命士法施行規則附則第五項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤(同七七)

○救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤の一部を改正する件(同七八)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件(同七九)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第二項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件(同八〇)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件(同八一)

○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件(同八二)

○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件(同八三)

(以下次のページへ続く)

○厚生労働省告示第八十二号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。 一 令和六年度 年率〇・八六パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあつては、当該加減して得た率） 二 令和七年度 年率一・一七パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率）	確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。 一 令和五年度 年率〇・七一パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合（企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあつては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。）にあつては、当該加減して得た率） 二 令和六年度 年率〇・八六パーセント （当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率）

○厚生労働省告示第八十三号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同令第四十三条第二項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第二に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。 一 二十三年（略） 二十四 令和七年度 年率〇・三三パーセント 二	確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号に規定する予定利率の下限は、計算基準日（同令第四十九条及び第五十七条第一項に規定する計算基準日をいう。）の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とし、同項第二号に規定する基準死亡率は、男子にあつては別表第一に定める率、女子にあつては別表第二に定める率とする。 一 二十三年（略） 二十三年（新設）

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 男子

年齢	死亡率	年齢	死亡率	年齢	死亡率
15歳以下	0.00015	41歳	0.00097	67歳	0.18467
16歳	0.00019	42歳	0.00105	68歳	0.20409
17歳	0.00024	43歳	0.00114	69歳	0.22453
18歳	0.00029	44歳	0.00125	70歳	0.24562
19歳	0.00035	45歳	0.00138	71歳	0.26749
20歳	0.00040	46歳	0.00153	72歳	0.29047
21歳	0.00045	47歳	0.00170	73歳	0.31458
22歳	0.00049	48歳	0.00188	74歳	0.33980